

令和 3 年 12 月 15 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和3年12月15日（水曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

小野幸男	委員長		
辻畑めぐみ	副委員長		
今野恭一	委員	伊藤博章	委員
志子田吉晃	委員	曾我ミヨ	委員

出席議長団（2名）

阿部かほる	議長
山本進	副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
健康福祉部長	小林正人	市立病院事務部長	本多裕之
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	長峯清文	健康福祉部次長 兼子育て支援課長	小倉知美
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司	健康福祉部 長寿社会課長	中村成子
健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 保険年金課長	武田光由

事務局出席職員氏名

事務局長	川村淳	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	工藤貴裕

会議に付した事件

議案第 68 号 塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 69 号 令和 3 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 71 号 令和 3 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第68号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第71号「令和3年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の3件であります。

これより議事に入ります。

議案第68号、第69号及び第71号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会でご審査をお願いいたします案件は、塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例など計3案件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金等の支給につきましては、幾つかのハードルがございましたが、国の動向を踏まえまして、年内10万円支給で調整させていただいており、今定例会での補正予算の提案を予定いたしておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○小野委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 それでは、議案第68号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料5 定例会議案その2と、資料8 議案資料その2をご準備お願いいたします。資料5と資料8でございます。

それではまず、資料5の6ページでご説明させていただきます。資料5の6ページをお願いいたします。

提案理由にございますとおり、国民健康保険法施行令等の改正に伴う改正の内容となっております。内容につきましては、資料8の8ページでご説明いたします。資料8の8ページ

でございます。

この条例改正は、1の概要に記載のとおり、産科医療補償制度の掛金が見直されたことに伴い、本市国民健康保険加入者の出産一時金及び家族出産育児一時金の支給額について改正を行おうとするものです。

2の改正の内容についてでございます。

産科医療補償制度は、通常の妊娠、分娩の際に、重度脳性麻痺となった場合の補償と、原因究明や再発防止を図ることを目的とした制度で、平成21年に創設されたものでございます。令和4年1月以降に出生した子より、1分娩当たりの掛金が1万6,000円から1万2,000円へ引き下げられることとなりました。掛金が減となっても、一時金の支給総額が減とならないよう、健康保険法施行令等の一部が改正され、基本額が増額となったものでございます。

中ほどの表をご覧ください。現行の欄です。基本額が40万4,000円で、産科医療補償制度掛金分の1万6,000円を加算し、合計42万円を支給しております。

隣の改正後の欄でございます。掛金が1万6,000円から1万2,000円に4,000円減額されることに伴い、加算額の根拠も同じく1万2,000円から4,000円減額となります。

今回は、基本額4,000円増の40万8,000円とすることにより支給総額の42万円を維持し、出産者の手取りが実質4,000円の増となるようにするものでございます。

なお、この加算額は、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に適用されます。理屈といたしましては、医療機関の経費が4,000円減になりまして、出産への請求が4,000円減となります。ここで一時金の額を維持することによりまして、出産者の実質の手取りが4,000円増になるという形でございます。

なお、自宅等での出産につきましては、加算支給がありませんので、40万4,000円から40万8,000円にそのまま4,000円の支給増となります。

3の施行日等です。令和4年1月1日からの施行で、その日以降に出生する新生児分からの適用となります。

なお、同じ費用の1ページ前、7ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第68号については以上です。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは続きまして、生活福祉課か

ら議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課の所管分について、ご説明させていただきたいと思ひます。

大変恐縮でございますが、資料番号7の補正予算説明書と資料番号8の議案資料をご用意したいと思ひます。

まず、説明の都合上、資料番号8、議案資料から歳出の主な事業内容からご説明させていただきたいと思ひます。

資料番号8、議案資料の19ページ目をお開き願ひます。

原油高騰対策灯油購入費助成事業につきまして、その内容のご説明でございます。

まず、1、概要でございましたが、現在の原油高騰の影響を受けている世帯に対し、平成19年度に実施いたしました生活困窮者支援対策を基本として緊急的に灯油購入費を助成するものでございます。

2、対象世帯でございますが、令和3年12月1日現在本市に住民登録がなされている世帯で、本年度の市民税が非課税の世帯のうち、75歳以上の高齢者のみの世帯。(2)18歳以下の子供がいる独り親世帯で、児童扶養手当または、母子父子家庭医療費助成を受給している世帯。(3)身体障害者1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を受けている重度障害を持つ方が対象となります。また、上記の該当者以外のうち、生活保護を受給されている方ももちろん対象となりますが、平成19年度の灯油券支給の際には生活保護の受給者としては該当しておりませんでした。他市の状況を踏まえてその他の被保護者につきましても灯油券の支給該当とさせていただきたいと考えてございます。

3つ目、助成額等につきまして、1世帯当たり5,000円の灯油購入助成券を交付いたします。

4つ目、申請方法及び使用方法につきましては、今議会で補正予算をお認めいただいた後、速やかに助成券のご案内及び申請書を送付させていただき、申請いただいた該当世帯に対して助成券を交付することになります。交付された助成券につきましては、登録された市内の灯油取扱い事業所で令和4年3月まで使用することができます。

5、事業費及び財源内訳につきましては、(1)事業費の表のとおり全体の対象者が4,224世帯、事務費を含めて2,430万円の事業費を見込んでおります。

(2)財源内訳につきましては、国が特別交付税措置を行うとのことですが、詳細が不確定なことから、一般財源での計上を行っております。今後、国県の動きを確認しながら対応を行っていきたいと考えてございます。

6 今後の予定でございますが、今議会の議決を得た上で、12月中に対象者への申請書の送付を行い、対象者からの申請をお待ちしながら、1月には助成券の交付を行いたいと考えてございます。

続きまして、20ページ目をお開き願いたいと思います。

生活保護扶助費について、ご説明いたしたいと思います。

1、概要でございます。生活保護法による医療扶助及び介護扶助につきましては、生活困窮のため最低限度の生活を維持することができない方に対し、医療及び介護サービス等の給付を行うものでございます。

本年度は、昨年から続くコロナ禍の影響などにより、生活保護の相談や申請が増加し、被保護者人員が増加したことに加え、入院患者数の増加や介護施設の入所及び介護サービス利用の増加が見込まれることから補正予算を計上するものでございます。

2、扶助の内容につきましては、(1)の①医療扶助の対象といたしまして、生活保護受給者は国民健康保険の被保険者から除外されているため、生活保護受給者の医療費に関しましては基本的に医療費の全額を医療扶助で負担するになります。

2つ目、増加の要因といたしまして、被保護者数の増加のほかに、本市の保護の特徴として、高齢者世帯が全体の約65%を占め、他自治体と比べて高いこととともに、入院患者数の増加や医療の高度化による1人当たりの医療扶助が増加したことなどが挙げられます。

(2)の①介護扶助の対象者でございましたが、被保護者のうち介護保険対象の方に対して、1割の自己負担を介護給付費として支給するものでございます。また、40歳以上65歳未満の該当の方につきましては、介護扶助の対象として全額が支給されるものでございます。

②増加の要因でございましたが、医療扶助と同様に保護申請件数の増加により、非保護者世帯数及び被保護者数が増加したことに加え、非保護世帯数が割合が他自治体に比べて高いこととともに、施設への入所や介護サービスの利用が増加したことが挙げられます。

3、今年度の見込額といたしまして、記載のとおり、①医療扶助が(A)の当初見込額5億7,111万3,000円に対してBの今年度見込額6億1,754万7,000円と、4,643万4,000円の増加を見込んでおります。また、②介護扶助につきましては、3,470万7,000円の当初見込みに対しまして、4,827万3,000円と1,356万6,000円の増加を見込んでございます。

事業費及び財源内訳といたしまして、医療扶助費、介護扶助費ともに国から4分の3の国庫負担額を見込んでおり、医療扶助額が4,643万4,000円の事業費増加分に対しまして、3,482万

5,000円、介護扶助費が1,356万6,000円の事業増加分に対して1,017万4,000円を見込んでおり、それぞれ残りが一般財源となるものでございます。

続きまして、21ページ目をご覧いただきたいと思えます。

東日本大震災災害義援金等につきまして、その内容のご説明を申し上げたいと思えます。

1、概要でございましたが、東日本大震災で被災及び台風第19号で被災した世帯に対し、宮城県災害義援金配分委員会で示された基準及び本市災害義援金配分委員会の審議結果に基づきまして、災害義援金を支給するものでございます。また、あわせて、災害義援金の未支給世帯及び罹災判定による追加配分世帯に対して支給を行うもので、今回が義援金の最終配分となるものでございます。

2、東日本大震災配分基準及び未支給世帯並びに災害判定変更世帯支給額でございますが、上段の（1）の表は今回配分決定された義援金受付団体と宮城県災害対策本部分でございます。支給額合計につきましては、表の一番右側の列、一番下に記載のとおり1,231万1,002円となります。

中段の（2）の表でございますが、義援金未支給者分でございます。支給対象者が死亡し口座が凍結されるなどして義援金が未支給となっているものでございます。合計が表の一番右側の列、一番下の記載のとおり、66万4,000円となります。

下段の（3）の表につきましては、罹災判定変更による追加配分分で、合計が表の一番右側の列、一番下の記載のとおり66万円となります。660万円となります。大変失礼いたしました。

続きまして、次ページをお開き願いたいと思えます。恐れ入ります。

大きな3番目でございますが、令和元年台風第19号配分基準となります。

（1）第4次配分分につきましては、表の一番右側の列、一番下の記載のとおり、合計が122万1,855円となります。

4、補正予算額につきましては、東日本大震災災害義援金受付団体分が1,582万6,000円、東日本大震災義援金宮城県災害対策本部分が37万5,000円、台風第19号義援金受付団体分が122万2,000円で、合計が2,079万8,000円となります。

5、事業費及び財源内訳につきましては、事業費が2,079万8,000円となり、財源内訳といたしましては、その他の義援金による一般寄附金となります。

以上、今回補正する主な案件について、ご説明いたしました。

次に、補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

大変恐縮でございますが、資料番号7の補正予算説明書をご用意いただきたいと思っております。説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

資料番号7の9ページ、10ページ目をお開き願いたいと思っております。

上から5行目の第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費について、事業内訳にありますとおり、原油高騰対策灯油購入助成事業について、第19節扶助費として2,112万、第11節役務費などとして318万円、合計2,430万円を増額補正するものでございます。

事業の詳細といたしましては、先ほどご説明いたしましたとおり、原油高騰による影響が大きい生活困窮者を対象として、緊急的に灯油購入費について補正計上するものでございます。

続いて、第3款民生費第3項生活保護費第2目第19節扶助費の生活保護費のうち、医療扶助として4,643万4,000円、介護扶助として1,356万6,000円の合計6,000万円を補正増額するものでございます。

事業の詳細といたしましては、先ほどご説明したとおり、生活保護申請件数の増加などにより、今後生活保護の医療扶助及び介護扶助に係る予算額の不足が見込まれますことから、不足見込み分について予算計上するものでございます。

続きまして、同第3款民生費第4項第1目災害救助費でございます。こちらの第19節扶助費といたしまして、2,079万8,000円を増額補正を計上しております。内訳は、先ほどご説明いたしましたが、東日本大震災災害義援金の追加配分の確定等により、補正計上するものでございます。東日本大震災災害義援金1,582万6,000円、東日本大震災災害義援金のうち、宮城県配分分として37万5,000円、令和元年台風第19号災害義援金として12万2,000、120……すみません、375万円、失礼いたしました、令和元年台風第19号災害義援金として122万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。同じ資料の3ページ、4ページ目をご覧くださいと思っております。3ページ、4ページ目でございます。

第15款国庫支出金の第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第3節生活保護費負担金のうち医療扶助負担金として3,482万5,000円、介護扶助費として1,017万4,000円の合計4,499万9,000円を計上するものでございます。これは、今回補正いたします生活保護費の医療扶助及び介護扶助の増額に伴い、国の負担割合の4分の3を計上するものでございます。

次に、第18款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附についてでございますが、今回の東日本大震災義援金等として、2,079万8,000円を計上するものでございます。

先ほどご説明したとおり、東日本大震災義援金等の歳入分として計上するものでございます。

なお、原油高騰対策灯油購入費助成事業につきましては、国からの特別交付税措置があるとのことですが、内容などについては、詳細が出ていないこと、また、県でも何らかの助成を検討しているとのことであるため、決定次第、今後の議会の説明とともに補正予算での計上を行いたいと考えてございます。

生活福祉課からの説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○小野委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、長寿社会課に係る部分について、ご説明いたします。

資料番号7、塩竈市一般会計、特別会計補正予算説明書をご用意ください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

9ページないし10ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第5目介護保険費第27節操出金につきましては、介護保険事業特別会計保険事業勘定への操出金357万5,000円の増とするものです。この増額理由につきましては、施設利用者数の増加等に伴う給付費等の増が主な要因となっており、詳細につきましては、この操出金の繰入れ先であります議案第71号「令和3年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でご説明いたします。

議案第69号「塩竈市一般会計補正予算」のうち、長寿社会課に係る部分の説明は、以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○小野委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 続きまして、「一般会計補正予算」のうち保険年金課分について、ご説明いたします。

引き続き資料7と資料8でご説明させていただきます。

まず、資料8、議案資料の25ページをお開き願います。資料8の25ページでございます。

児童手当システムの改修についてでございます。

1の概要です。児童手当法等の改正に対応するため、電算システムの改修を行うものでございます。

2のシステム改修の内容です。まず、(1)所得上限額の創設への対応です。

現在、児童手当には、所得制限限度額以上の方は、特例給付として児童1人当たり5,000円が支給されておりますけれども、令和4年10月支給分からはその上に新たに上限額が設けられ、上限額以上の方は支給対象外となるため、システムの改修を行うものです。

まず、下の表、表2段になっておりますが、下の段の表の現行欄をご覧ください。現在、中学生以下の児童を監護する方に対し、児童1名につき1万5,000円、または、1万円の児童手当が支給されております。ただし、所得が一定以上の方に対しましては、児童1人につき一律5,000円が特例給付として支給されております。

上の表をご覧ください。上の表の左側、所得制限限度額の欄をご覧ください。扶養者がいない場合、限度額が622万円、給与収入ですと833万3,000円以上に該当する方は、児童1人につき5,000円の特例給付の対象となります。いわゆるモデルケース、家族4人で配偶者と子供2人を扶養のケースですと、給与収入960万円が制限額となっております。

同じ表の右側、太枠の欄に、太枠に新たに創設される所得上限額の欄をご覧ください。扶養者がいない場合、上限額が858万円、給与収入ですと1,071万円以上に相当する方、モデルケース家族4人で配偶者と子供2人を扶養の場合ですと、給与収入1,200万円以上の方につきましては、下の表の右側でございます。下の表の右側の太枠の部分です。来年10月から特例給付の対象からも外れ、支給額がゼロとなるものでございます。

(2) としまして、現況届省略への対応でございます。現在、毎年行っております現況届につきまして、令和4年6月から公募等で現況が確認できる場合には、提出が原則不要となります。このため、審査及び認定等の処理について、システムの改修を行うものです。

3の事業費及び財源内訳です。お手数ですが、資料7、補正予算説明書の9ページ、10ページをお開きください。資料7の9ページ、10ページでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費の第12節委託料に、336万6,000円を児童手当支給事業費として計上しております。

続きまして、歳入です。恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページにお戻りいただきたいと思っております。3ページ、4ページでございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第3節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業補助金といたしまして、歳出と同額の336万6,000円を計上しており、全額が国庫補助の対象となっております。

恐れ入ります。資料8の25ページにお戻りください。

4の今後の予定です。予算をお認めいただければ、来年1月に契約を行い、3月までには改修を完了させ、新年度に運用できるように進めてまいります。

保険年金課からの説明は、以上です。よろしくご審査くださいますよう、お願いいたします。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第69号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ご説明いたします。

使用する資料No.はNo.6、7、8を使用させていただきます。

まず最初に、資料No.8からご説明いたします。資料No.8の23ページをお開きください。

1の概要についてです。本市では、12月14日現在で約87%の方に1回目、2回目のいわゆる初回接種を完了しております。このたび、国から3回目、いわゆる追加接種の必要性が示されたことに応じ、接種体制の整備を図るものです。

2の接種体制についてですが、(1)追加接種の対象者は国からの通知に基づき初回接種を終了し、つまり2回目の接種を終了した後、原則8か月以上を経過した18歳以上の方となっております。

(2)本市で接種の対象となる区分と人数及び接種方法についてですが、摂取券は(1)のとおり追加接種の時期が到来する方から段階的に送付をいたします。時系列で申し上げますと、まず①の医療従事者約6,500名、勤務する医療機関や医師会での接種となります。②浦戸地区の住民の方、約280名。野々島ブルーセンターでの集団接種を予定しております。③高齢者施設入居者、従事者、約1,000名。各施設か、施設医がない場合は、個別接種または、集団接種となります。④高齢者、基礎疾患患者、一般の方、約4万名。市内医療機関での個別接種または、集団接種を予定しており、合計約4万8,000名の方を接種する予定となります。

各自で予約が必要となりますのが、④の方々で、予約方法はこれまでと同様WEBシステム、コールセンターのほか、予約が難しい方向けに保健センター等での受付も予定しております。コールセンターを利用する方向けには、接種券を段階的に送付することと、接種券送付時にコールセンター受付期間を指定することで予約受付を分散化し、混雑の緩和を図ることとしております。

(3)の接種時期の目安ですが、こちらは初回接種終了後、8か月を経過した時点での接種

を前提として作成したものです。浦戸地区は2月に記載をしておりますが、初回接種の終了が5月16日であることから、8か月経過後のできる限り早い時期に実施する方向で現在調整を進めております。

また、高齢者、基礎疾患患者、一般の方については、令和4年7月頃までを見込んでおりますが、今回の補正予算は今年度末までの事業実施に係る補正となります。

24ページをお開きください。

3、令和3年度内にかかる事業費について、ご説明をいたします。大きく3点に分けてご説明をいたします。

まず、(1)個別接種に係る経費といたしまして、市内個別医療機関での接種委託料2,441万8,000円。注射器等の医療廃棄物等処理委託料として132万円。

(2)集団接種会場に係る経費として、医師等の派遣に係る委託料7,075万6,000円。浦戸地区の方が各島から野々島ブルーセンターまでの船舶輸送費45万円。集団接種会場使用料328万1,000円。

(3)接種券印刷、予約コールセンターに係る経費として、システム改修などの業務委託料5,534万4,000円、接種券発送費用等415万円、消耗品に係る経費146万8,000円、合計1億6,118万7,000円となります。

次の4の事業費及び財源内訳につきましては、資料No.7でご説明をさせていただきます。恐れ入ります、お手元に資料No.7をご用意ください。

最初に、歳出からご説明いたします。資料No.7の11ページ、12ページをお開きください。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費補正額に1億6,118万7,000円を計上しております。内容は、先ほどの3で説明したとおりですが、節による区分での記載となるため、先ほどの内容と内訳が異なりますので、補足をさせていただきます。

第10節治療費は、消耗品費費用、第11節役務費は、接種券発送費用、第12節委託料は、個別接種と集団接種に係る各種委託料、第13節使用料及び賃借料は、集団接種に係る会場使用料となっております。

続きまして、歳入について、ご説明をいたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金第2目衛生費国庫負担金第1節保健衛生費負担金に9,517万4,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として、同じく15款

第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金第1節保健衛生費補助金6,601万3,000円を新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で、歳出と同額の1億6,118万7,000円となります。

また、お手数ですが、資料No.8にお戻りください。資料No.の24ページになります。

5、今後の予定についてです。今後対象となった方に、順次接種券を送付をしております。また、接種に関しましては、接種間隔の前倒しなどが取り沙汰されているところではありますが、国の動向を注視しながら、変更があった際にも迅速な対応が取れるよう、準備を進めてまいります。

最後に、債務負担行為をお願いする内容が1件ございますので、ご説明させていただきます。

資料No.6の4ページをお開きください。資料No.6の4ページになります。

表、上から2段目の新型コロナウイルスワクチン接種事業、3年度についてです。こちらは、令和4年度に係る事業の契約等に令和3年度から着手するため、限度額分の債務負担行為の補正をお願いするものです。

健康推進課からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第69号「一般会計補正予算」のうち、子育て支援課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料の6、補正予算の資料をご用意ください。恐れ入りますが、4ページをお開き願います。債務負担行為の設定追加について、ご説明いたします。

表の1行目にごございます複写機、印刷機借上げ料（令和3年度）、こちらの176万2,000円のうち80万7,000円でございますが、保育所の複写機を借り上げるために債務負担行為、追加設定するものでございます。これは、本来であれば借上げの起工契約を年度末に締結するものですが、新型コロナウイルス感染の流行により複写機の納入までにおおむね五、六か月程度の遅れが生じる可能性があるとの情報がございましたので、前倒しで入札、契約ができるように債務負担行為を追加設定するものでございます。

子育て支援課から、議案第69号の説明は、以上となります。ご審議について、よろしくお願いいたします。

○小野委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第71号「令和3年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

資料番号7、塩竈市一般会計、特別会計補正予算説明書をご用意ください。

それでは、資料番号7の31ないし32ページをお開き願います。

保険事業勘定の歳入、歳出、それぞれ4,014万4,000円増の58億3,496万7,000円とするものでございます。この内容につきましては、説明の都合上、歳出からご説明いたします。

ページ2枚めくりまして、35ないし36ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費につきまして、財源を振り替えるものです。これは、令和3年6月に計上しました介護保険制度改正に係る電算システム改修費用について、国から補助金が認められましたことから、歳入、歳出に新たに計上するとともに、財源として充当するものです。歳出額の変更はございません。

続きまして、ページ1枚おめくりいただきまして、37、38ページをお開きください。

第2款介護給付費各項目の第18節負担金補助及び交付金について、説明申し上げます。

まず、第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護サービス等給付費は、1億3,917万円の減で、今年度当初では増加をするものと予想しておりましたが、訪問、通所介護サービスの利用控えと思われる傾向があり、減額をするものでございます。

次に、第2目施設介護サービス給付費は、1億4,201万8,000円の増で、中でも老人保健施設の利用者数の伸びが大きいため、増額するものでございます。

次に、第3目介護サービス計画給付費ですが、こちらはケアプランを作成するケアマネージャーの報酬経費で894万3,000円を減額するものです。この経費は、介護度が高くなるほど高額となります。本市の要介護認定者全体の数は微増となっておりますけれども、令和3年4月以降、要介護度の低い方が増加、要介護度の高い方が減少傾向にあることから、その影響によるものです。

次に、第4目地域密着型介護サービス給付費は、1,282万円の減で、こちらは昨年完成しましたグループホームの入所者数を当初最大値で見込んでおりましたが、現在のところ満床までには至っておらず、減額とするものでございます。

次に、第2項その他諸費第1目審査支払手数料は、35万9,000円の増で、介護サービス利用者数が全体としても微増となっているところによるものでございます。

次に、第3項高額介護サービス費第1目高額介護サービス費は、2,196万7,000円増で、こち

らは給付対象者数の増加によるものでございます。

同じく、第2目の高額医療合算介護サービス等費は、566万円の増で、こちらも給付対象者数の増加によるものです。

次に、第4項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費は、3,661万3,000円の増で、施設サービス利用者のうち、低所得者に給付される食費や居住費でありまして、先ほど申し上げましたとおり、施設利用者数が増加しておりますので、こちらのサービスも増額するものでございます。

続いて、資料1ページおめくりいただきまして、39ページ、40ページをお開きください。

第5款地域支援事業費各項目の第18節負担金補助及び交付金について、ご説明申し上げます。

第1項介護予防生活支援サービス事業費第2目介護予防ケアマネジメント事業費は、565万7,000円の減で、総合事業における介護予防サービス利用者の減少によるものです。

次に、同じく第5項その他諸費第2目高額介護サービス費相当事業費は、11万7,000円の増で、給付対象者数の増加によるものです。

続きまして、歳入の説明に移ります。資料戻りまして、33ページ、34ページをお開き願います。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金第1目介護給付費負担金第1節現年度分は、60万6,000円の増、同じく第2項国庫補助金第1目調整交付金は、228万1,000円の増で、共に先ほど歳出でご説明申し上げました介護給付費等に係る国の定率負担分の増に伴うものです。

次に、同じく第2目地域支援事業交付金介護予防事業第1節現年度分は、142万7,000円の減で、先ほど、歳出でご説明申し上げました地域支援事業費に係る国の定率負担分の減に伴うものでございます。

次に、同じく第6目介護保険事業費補助金第1節介護保険事業費補助金は、歳出でご説明しました介護保険制度改正に係る電算改修費用に対するもので、国が定めた電算改修の基準額288万円の2分の1に当たります144万円を計上するものでございます。

次に、第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金第1目介護給付費交付金は、1,233万3,000円の増で、先ほど、歳出でご説明しました介護給付費等に係る40歳から64歳の第2号被保険者の定率負担分の増に伴うものです。

次に、同じく第2目地域支援事業支援交付金は、149万6,000円の減で、こちらも、先ほど、歳出でご説明申し上げました地域支援事業費の減に伴うものでございます。

次に、第5款県支出金第1項県負担金第1目介護給付費負担金は、1,423万7,000円の増で、これも、先ほど、歳出でご説明申し上げました介護給付費等に係る県の定率負担分の増によるものでございます。

次に、同じく、第2項県補助金第1目地域支援事業交付金介護予防事業は、69万3,000円の減で、こちらも地域支援事業の減額に伴い減とするものでございます。

次に、第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金第1節介護給付費繰入金につきましては、570万8,000円の増で、こちらも同様に、先ほど、ご説明申し上げました介護給付費等に係る市の定率負担分の増に伴うものでございます。

次に、第2節事務費繰入金は、144万円の減で、先ほど、歳出でご説明申し上げました介護保険制度改正に係る電算改修費用のうち、国の補助金分を除いたものを計上するものでございます。

なお、この第1目一般会計繰入金の357万5,000円が、先ほど、議案第69号「一般会計補正予算」でご説明申し上げました介護保険事業特別会計繰出金の受入額と同額となります。

次に、同じく、第3節地域支援事業繰入金は、69万3,000円の減で、先ほど、歳出でご説明申し上げました地域支援事業の減に伴う市の定率負担分を計上するものでございます。

次に、同じく、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金でございますが、今、申し上げました歳入額を合計しますと3,085万6,000円となりますが、歳出額の合計が4,014万4,000円になりますので、この歳入で不足する額928万8,000円につきまして財政調整基金繰入金を活用するものでございます。

議案第71号の説明は、以上となります。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は、10時50分といたします。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。曾我委員。

○曾我委員 丁寧なご説明、ありがとうございます。本当に毎日ね、いろいろ国の流れもあって大変変化する中で、市長をはじめ職員の皆さんは本当に大変ご苦勞をかけているなと思います。改めて、感謝申し上げます。

それで、第69号の補正予算について、大きく2つ聞きたいと思っていました。

資料№.8の19ページの原油高騰対策灯油購入費助成事業について、伺います。

先ほど、概要については、今回のこの補正予算では、過去に行った実績を基にして今回の補正予算を組んだというふうに説明されました。対象世帯が75歳以上、高齢者、2つ目は18歳以下の子供がいる独り親世帯、そして3つ目は重度障がい者ということでの3つになっていますが、これはやっぱり過去の実績を基にしたものだと思いますが、結局は生活保護世帯への福祉灯油ということは過去の実績にはなかったということになるのでしょうか。

○小野委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 答えさせていただきます。

委員ご質疑のとおり、平成19年当時に行った福祉灯油の支給助成事業ということで、そちらの事業を参考とさせてもらいながら対応させてもらったものでございます。平成19年当時に関しましては、やはり委員ご質疑のとおり、生活保護世帯に関しましては対象としていないということでありましたが、今回に関しましては、もともと75歳以上だったか、あるいは、独り親、あるいは、重度障がいの方に関しては、その生活保護の枠を問わずに支給を予定をしていたのですが、それでも該当にならない方が今回生活保護にもいるということなものですから、ほかの、他自治体の県内14市の状況を確認させてもらいましたところ、どこの自治体でも生活保護の該当をさせていますということであったために、今回に関しましては、そちらのほうも該当させながら対応させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。この福祉灯油の関係、燃油の高騰に対しては、市長をはじめ、早々と県知事への申入れなど、業界も含めて取り組んでいただいたと感謝申し上げます。同時に、やっぱり今の段階での生活保護への福祉灯油、もちろん生活保護者は冬季加算ということでね、7,000円から8,000円のお金は出ているのだけれども、とてもとてもそれでは間に合わない状況がありまして、新聞を見ますと、七ヶ浜とか、それから利府、富谷、仙台とこう次々にね、生活保護も加えて支給することになっているようなので、今回の提案は

それを含んでいないと思いますが、引き続きですね、ほかの市町村の状況もよく踏まえて対応されるようお願いしたいと思います。

もう一つが、生活保護の場合はいろいろなお金とか支援を受けますと、収入認定ということになってきますと、せっかくの支援がまたこうね、収入と見なされて外されると、それは目的から外れてしまうので、収入認定の関係もね、十分考慮されてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えさせていただきます。

先ほど、ご説明申し上げましたとおり、平成19年度に関しましては、生活保護の方、該当にはなっていなかったのですが、今回に関しましては、生活保護の方も該当ということで助成をさせていただくという方向で考えさせてもらってございます。

あわせて、収入認定の件でございましたが、こちら平成19年当時に、収入認定、こちら灯油券を助成した場合、8,000円以内であれば収入認定をしないという通知が来ておりまして、今回も同様の取扱いであるということで、そちらの国、県からの通知も来ておりましたので、そのように対応させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 はい、分かりました。よろしく申し上げます。

それから、この申請方法なんですけど、助成金の申請用紙を送付すると、そういう対象に。そして申し込んでもらうという手続ですよ。それから、このそもそもが、この非課税世帯というのは、市で把握しているはずですよ。もちろん、この令和3年12月1日現在の関係もいろいろあると思いますが、その何ていうの、今、これ、高齢者世帯、特に独り暮らしの世帯というのは、一々行政に対する申請がうまくいけばいいけれども、その辺を私はちょっと心配するのですが、やっぱり丁寧な対応方を、ぜひみんな、民生委員というのも気の毒だなと思いますが、その辺の周知徹底の仕方をね、よく考えていただきたいなと思いますので、いかがでしょうか。

○小野委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 はい、お答えさせていただきます。

先ほどの、今回のご案内に関しましては、一度ご案内と併せて申請書を送付させていただき

まして、そちらのほうから該当の方から申請をいただいた上で、併せてその上で灯油の助成券を郵送させていただくということになっております。先ほど、行政では非課税世帯の状況なんかもご存知でしょうということでお話があったかと思うのですが、何分個人情報関係があって、自由に非課税世帯の情報、うちの、私どもでも、福祉部門でも使用するということがなかなか難しいがために、そちらの該当に関しましては税務課さんにご協力いただきながら該当と思われる方の世帯にお送りさせてもらった上で、その上で該当になる場合には申請をいただいた上で、今度、福祉に受けていただいて、それで灯油券の発送をさせていただくということで、ちょっとお手数で、お手間はかかるかと思うのですが、そういった対応をさせていただけると考えてございます。

あわせて、民生委員さんだとか、あるいは、地域の方々を通しての周知の方法ということでございましたが、なるべく行政でのホームページだとか広報紙、あるいは、かわら版等に、タイミングが合えば周知をさせていただくとともに、前回、前々回、民生委員さんの定例会に関しても、こちら、福祉灯油、塩竈市では大分早くに手を挙げさせていただいたということで、こういったことを今現在考えてはいますということで、決定がなされた場合にはぜひぜひご支援あるいは周りの住民の方に対する周知をお願いしたいということなんかもお話し、お願いをしておりましたので、併せてご報告させていただければと思います。

以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、財源の関係では、先ほど、説明の中で、これは一般財源とはなっていますが、国の特別交付税ということも言われていまして、その辺を詳細に見ながら対応するのだと思いますが、もう一つ、宮城県自身がね、補助するということも言われております。何か、人口当たりとか、その最低の限度を決めて、200万円とか決めて、低いほうを選べみたいなことで、何か、審議されているようなのですが、いずれも財源としては、県の助成も少しでもあれば地方自治体としても助かると思いますが、その辺はよくつかんでおられるのか、それともよくつかんで今後対応するのか、その辺、お伺いします。

○小野委員長 長峯生活福祉課長。

○長峯健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 お答えさせていただきます。

委員、今、ご発言のとおり、国からはこちらの灯油の助成事業を行った場合には、特別交付税の対象として見ますよということで通知は来ておりましたが、実はこのあたりの中身の詳

細がまだ全然見えないところがございます。なので、例えば、今回、平成19年当時の事業を参考にしてというお話、あったんですが、このあたりもあまり拡大をしてしまうと、一般財源のものとして大分大きくなってくると、負担が大きくなっていくということで、平成19年当時の一番小さくくりでということで検討させていただいた経過がございます。

あわせて、今現在の段階としては、まだ確定ではないかなと思うのですが、約半分が特別交付税措置があるのではないかと。あるいは、県からの補助に関しましても、平成19年当時の補助事業を参考にして、人口当たり、人口規模に応じて県への補助があるのではということで、約、当時に関しては200万円の補助があったということで、それらを踏まえると大体1,000万円強ぐらい、1,000万円ぐらいの一般財源の負担になるのかなということで、見方としては考えてございます。

以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 関連してですが、保育所だとか学校だとか、特養ホームだとか、病院とかも、相当ね、燃料費かさむと思うのですが、それはそれらの関係の予算というのは、別に具体的にどういうふうにやり取りで来るのか、もし分かれば、聞きたいのですが。

○小野委員長 小林健康福祉部長。

○小林健康福祉部長 今回、原油高騰に絡む部分で、県の対策ということで、通知等、来ている状況でございます。今現在、各施設、高齢者施設、あるいは、児童福祉施設等ですとか、障がい者施設と来ていますので、今、問合せ中ということですので、あと、まとまりましたらご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしく願いいたします。

大きく2つ目は、新型コロナワクチンの関係でお伺いします。

要するに、第3回目ということで、8か月過ぎた方から順次ということで、これ、一、二回やっていますので、割といいのかなと思うのだけれども、やっぱりこの、最後の、何ていうの、一番混乱したところの部分が、この3回目は混乱せずに、もう仙台行けとか、あっちいけとか、なかなか連絡が取れないとか、そういったことがやっぱり何ていうの、その教訓を生かしてね、この3回目がスムーズになることがやっぱり一番大事なことだと思うので、先

ほどの説明があったのですが、具体的にその辺で、もう少し分かるような、こういうふうにやりますということが分かれば教えていただきたいのですが。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 曾我委員から、前回の1回目、2回目のときのような混乱を招かず、また連絡が取れないというようなことがないように、どのように行っていくのか、具体的なお話をということだったかと思います。

前回、そうですね、対象者の方が大変多く、そして順番というものも定められない中、進めていったというところもありまして、大変市民の皆様にもコールセンターがつながりにくいですとか、なかなか市で接種ができなくて、仙台の大規模接種センターをご案内したりとか、そういった経緯がございまして、大変ご迷惑をおかけしたということは、反省点として上げてございます。

コールセンターのところが特に皆様にご不便をかけたというところでご説明でもさせていただいたところですが、今、前提としては、8か月を経過した方に対して順次接種券を送付していくということですので、前は対象者、例えば65歳以上ですとか、そういった方全員にまず一斉にお送りしたというところもあるのですが、今回は接種の時期が皆様それぞればらばらですので、その接種時期に応じて、例えば半月に一遍だとか、そういった形で接種券をお送りしていこうと考えております。そうしますと、段階的に接種券がお手元に届くと。その接種券にはいつから接種予約ができますよというようなご案内も記載をすると、今、計画をしているところですので、一斉に多くの方が電話をかけて電話回線が繋がらないというようなことは避けられるのではないかとこの形で、混雑回避ができるように、今、調整を進めているというところになっております。

あと、また、ワクチンの供給もまだ国から示されておりませんが、およそファイザー、それから承認されればモデルナと両方やっていくという情報がございます。そういったところも情報提供しながら、各医療機関、市民の皆様にも受けていただけるような環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「よろしく願います。以上です」の声あり）

○小野委員長 ほかに。（「なし」の声あり）ありませんか。（「はい」の声あり）志子田委員。

○志子田委員 確認のため、私からも何点かお聞きします。

ワクチンの接種事業なんですけれども、資料8の24ページ。よろしいでしょうか。

そこでね、この24ページに内訳、事業費の内訳書いてあるんですけどもね、上のほうのね、3の(3)。予約コールセンターに関わる経費が5,534万4,000円ということなんですけれども、これはいつからいつまでの分で、どのぐらいの担当者がいて、どういう態勢でやって、どういうコールセンターの運用をされるのかね、その辺のところ、かなりの金額なので、ちょっと確認したいと思いますけれども、説明をお願いします。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 こちらの期間はですね、今年度、3月までの業務に係る費用と
なっております。こちらのコールセンターの人数等につきましても、これまでは10人とか、
6名態勢とか、3名態勢と時期によっては様々ございました。これから、人数、態勢につ
いては、なお詰めていくというところになるのですけれども、現在、数名、3名を基本として、
また、その曜日によってまた人数を変えるとか、そういったところでの調整を考えていると
ころでございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

3人基本ということで、5,500万円ということなんですけれども、それから、今までは土日
はコールセンターでなかったですね。それから、時間の指定もありますよね。そうすると、
実際にワクチン、自分の番だというときに、コールセンター聞けない、市役所のほうも休み
だということになると、どこにも聞けない状態が、今、あります。その辺についてをコール
センターで、1人は土日でも態勢の中に入るようなことになるのか、今までどおり、もうど
こにも連絡つかない態勢で5,500万円なのか、その辺のところを確認したいと思います。お願
いします。

○小野委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 コールセンターの態勢、土日、今、使っていない状況となっ
ておりますが、予約の繁忙期には土日でも態勢を組んだということもございまして、時間を1時
間延長したということもございまして、状況に応じて、そちらのほうは土日の態勢、ある
いは時間帯の調整をすることが可能と考えておりますので、ちょっと今まだこの段階では、
いついつということをはっきり申し上げることはできませんが、皆様の利便性を考慮しなが
らコールセンターを設定をしていきたいと考えております。

また、5,500万円の内訳につきましては、こちら、コールセンターのみならず、予約券の発行等、さまざまな費用も含まれての5,500万円ということになっておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

せっかくね、コールセンターね、置くだから、どういう、そういう相談に乗れる、最低1人はね、誰か留守番いる、あるいは、ここにコールセンターにかけたら、今日はこうですから、こういう、今日の場合はこっちのほうのところに連絡してくださいとかね、何か連絡がつくような形にしないと、コールセンターをせっかく置いた意味がないというかね、本当に聞きたいときに答えられない、今、態勢ではね、その辺のところ、いろいろ改善してもらいたいと思って、聞きました。よろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、別のことを聞きますが、資料No.8の25ページの、自動システムの改修です。これも仕組みが変わるとシステム系が改修の予算がかかるということなんですけれども、毎回いろいろな改修で、システム直さなくないというたびに、毎回、予算がかかるわけですから、何とかこれをあまりかからない方法に工夫してもらいたいなどは思うんですけれども、三百何十万だから、そんなにかかっていないと言うかもしれませんが、その辺のところね。塩竈市だけでなく、周りの市町村も同じように対象になると思うんですけれども、共同で申し込んでも、単独で申し込んでも、どこと契約しても、やっぱりこの予算金額というのはその程度かかるものなのか、その辺のところの契約の仕方について、お伺ひします。お願ひします。

○小野委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 まず、児童手当のシステムにつきましては、もう現在動いておりますので、各市町村が独自に持っているものでございます。ですので、みんなで集まって新たなシステムを開発するとなると、基幹システムから作り直す形になりますので、現状ではなかなか難しいのかなど。この形が一番適当ではないかと考えております。

また、金額の件、先ほど、336万6,000円、申し上げました。決して少なくない金額だとは思っております。こちらにつきましては、全額国の制度改正に伴うものですので、国のほうでは補填はしていただけるものとなってございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

まあ、国から補填あるからということなんですけれどもね。とにかく、システムで世の中便利ですけども、そのたびにまたかかる。本当は、市の職員の人で、そういう変更点だけをこう入力すればなれるというようなシステムだったら一番ね、かからないんでしょうけれどもね。そういうことを、そのたびにかかるからと思って聞きました。

それで、この、今度変更になったら、現行の児童手当支給、5,000円のところの方が、もう支給なしというところも出てくるということでございますけれども、その件で1年間に、結局、どのぐらい、その分は、支給しなくて済む金額は、計算上、何円ぐらい削減になるんですか。お願いします。

○小野委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 試算上なんですけれども、来年の方なので、現時点でどれぐらいの方が該当するかというと、49名の方が該当いたします。約49名に5,000円の12か月分ですから6万円と、計算お願いします。294万円ほど削減になります。ただ、こちらにつきましても、全額国から来るお金になっております。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 だから、節約なる分が300万円で、改修費が三百何十万ということですよ、1年間でね。だから、そういうことからすると、1年ばかりではなくて、これから何年もシステムなければ、システム改修費の元は取れるという計算にはなるんでしょうけれども。何かね、合わないようなね、金額の削減の割には、システム直したほうがかえって経費が出るような形になるからね、その辺のところ、何かいい方法、対処してもらいたいと思います。ちょっと難しいでしょうけれども、その辺のところのシステム改修というものについての考え方を、これは意見として言えるのかどうか分かりませんが、何か工夫していただきたいと思います。

以上です。

○小野委員長 ほかにご発言がありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 すみません、ちょっとね、2点ほど教えてもらいたくて。

資料No.7のね、9ページ、10ページ。委託料の部分で、これは第3款第1項第1目の第12節

委託料30万円、事務業務委託料。それから、第2款第1項、違うな、第2項第1目か、第12節の委託料、今、質疑あった電算業務委託料ってあるんだけど、いや違う、なぜ聞くかという、何かさっき5万円とか10万円と違って国で今やっているんだけど、現金だと事務費用かからないんだけど、クーポンだとえらいかかるとかっていう話ばかりあるんだけど、もし僕の考え間違えじゃなければね、この灯油券の部分の第12節の30万円というのは、クーポン券作ったりするための費用なのか、ね、それから、逆にこの児童福祉費の委託料というのは、多分銀行振込するので、とかするので、何かこう条件を変えたりするので、電算的な、入力法の何か算定を変えるわけでしょう、ということなのかなと思うんだけど、これ見る限り、現金のほうが、配ったほうが、配るほうが費用かかるんじゃないかと見えるんだけど、という意味だよ。今後のことをちょっとあれなんで、今日お伺いしたいんだけど、実感としてはどういうふうに思われるのか。もしかしたら、この灯油券のほうは、何というか、印刷防止とか、そういうセキュリティを高めないということなのか、それは分からないんだけど、でもそれは高めてもらわないと、コピーして使われる場合もあるわけだから、その辺ちょっと何か実体験としてどうかちょっとお伺いしたいと思ったんだけど、いかがでしょうか。

○小野委員長 小林健康福祉部長。

○小林健康福祉部長 私からちょっとお答えさせていただきます。

先ほど、ご質疑、この事務業務委託料、これにつきましては、灯油券の印刷ということになります。ただ、ご質疑の、例えば、クーポン券とか、今まで塩竈市でおでかけ商品券等作りましたけれども、桁が、やっぱり商品券ですので、結構な金額がかかっている状況です。まず10倍ぐらいはかかるのかなと認識していただければと思います。印刷するだけで。そのほかですね、クーポン発行する場合ですね、その他商店街の換金作業、あるいは、振込作業等ですね、そういった業務等も多々発生しますので、そうなりますと多大な金額が発生するというのは、まさに国が言っているとおりだと思っています。

以上です。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。

やっぱりコストってかかるんだよね。もしかしたら、通信運搬費だ、いろいろかかるものね。あと、そうしたら今度、使えばそこに支払うためのコストもかかってきたりするわけだよ。

そういう意味なんだね。ありがとうございます。

もう1点だけね、教えて。

同じ資料の37、38ページ。これのさ、要は施設介護サービス費が増えました、それから一方で、居宅介護サービスは減りました。これというのはどういう理由なのか、これ改めてちょっと1点教えて。

それからもう1点が、介護サービス計画給付費という中で、要介護度が低い方が増えていきますよと。一方で高額医療合算介護サービスというのがあるんだけど、この辺ね、この、あと、高額介護サービス費ってあるんだけど、これは要は対象者が増加しているので、今回増額補正でしようとなっているよね。この違いと、もう一つはこの高額医療合算介護サービス費というのは、基本的にどこに払われるものなのか、それちょっと教えてもらえたらと思って。すみません、お願いします。

○小野委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長長寿社会課長 それでは、幾つかご質疑いただきましたので、お答えいたします。

まず、居宅介護サービス給付費、こちらにつきましては、例えば、訪問の介護ですとか、それから通所介護も含まれます。そういったものを合わせたものになっております。一つ一つ、詳細な分析というところまでには至っていないのですけれども、今年度当初につきましては、居宅サービス利用、こちらが増えるのでないかと見込んでおりましたけれども、現在のところ微増というような状況になっているということにはなっております。こういったあたりは施設の運営者の方なりにお話を聞きながら、ちょっと検証は深めたいなと思っております。

それから、施設サービス給付費、こちらですけれども、こちらの主な対象の施設となると、特別養護老人ホームですとか、あとは老人保健施設というあたりが大きいところになります。現在のところなんですけれども、特別養護老人ホームの入居者というのは大体横ばいということで、大きく増えたり減ったりというところはないです。ただ、老人保健施設、こちらの利用者の方が、やはり大きく伸びているというような数字は、ちょっとつかんでおりました。恐らくこういったあたりで、もしかすると、例えばですけれども、特別養護老人ホームの入居者の待ちが増えているのか、そういったあたりの検証というのも、今後、踏み込んだところをやっていかなくちやいけないな、とは思っております。

それから、もう一つなんですけれども、住所地特例ということで、塩竈に住所を置きながら

他市町村の施設に入られる、そういった方も増えているなという印象はありますので、併せまして、そういったあたりは、分析というのをちょっとしっかりやりたいなどは思っておりました。

それから、介護度が高い方が少し減少、それから介護度低い方というのがちょっと増えているという、そういったあたりの数字は、確かに出ております。それで、高額介護サービス費というところだったと思いますけれども、こちらについては、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計、それが限度額というのが定められておりますので、それを超えた分というのを補填するという内容になっておりますので、ちょっとここにつきましては、ざっくりしたところでやや増えているというふうなつかみ方しか、ちょっとできていないのですけれども、どういった関連があるのかというのも、ちょっと今後、しっかり分析はしたいなと思います。

それから、最後、高額医療合算だったかと思えます。

こちらは、各年8月から翌年の7月までの1年間の利用費の自己負担額と介護自己負担額、それを合算して限度額を超えた場合、それに医療保険者と介護保険者が双方で按分して利用者に給付するという内容です。こちらについても、今年、令和3年度に支給するサービス費につきましては、令和元年の8月から令和2年の7月、その期間の医療費分と介護費、その内容になっておまして、こちら、対象者と対象者の額、それが算出されたのが今年の4月ということになっておりました。そういったあたりで、結果としてこちらの対象者の増え方もあったということで、こちらもちょうと分析はしたいなと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。

一つ、あれだったのが、さっき曾我委員からも話ありましたけれども、やっぱりこうやって施設事業者、介護施設事業者の方々の経営状況を考えるときにも、こういったあたりのデータというのが大変重要になってくるんじゃないかと思うわけです。やっぱり今、介護事業者も倒産する時代と言われてきていますので、そういった意味では、しっかりと情報交換しながら、やっぱりないと困る施設で、これから塩竈市の場合は、よりこの介護施設なり、介護サービスを利用される方々が増える傾向にあるわけですから、そういったところをしっかりと連携を取ながらやっていただければなと思ったもので、質疑をさせていただいたところでご

ございます。ですから、さっき出た燃油の件についても、いろいろご相談出てきたりすれば、そういったものにも対応していただければなと思いますので、お願いをしたいと思います。

この高額医療については、これ多分、地域包括ケアの何か関係あるのかなと思ったりも、病床なんかと関係あるのかなと思ったりもしているのですけれども、一生懸命地域包括、何だ、病床なんかを利用すると、一方でこういうふうには、こう、別の会計、要は介護保険だったり、医療保健だったりの分野で、やっぱり歳出が増えるという部分も出てくるんだと思うので、これはやっぱりいい面と悪い面、ありますが、結果的には自己負担、市民、住民の保険、被保険者の負担ということになっていくんだと思いますので、そういったところをうまく研究なされてですね、データをつかみながら、やっぱりバランスをうまく考え、抑制しろというんじゃないですよ、どう使っていったら一番効率的で、要は、地方自治法の基本理念である少ない投資で最大限の効果を上げられるのかという視点を、やっぱりそろそろ福祉の分野でも考えなきゃいけないときに来ているんじゃないかなと思うものですから、そういったところ、ただこれは、サービスの抑制ではないです。サービスをより実感として、受ける方が実感として、ああ、幸福度とかね、ああよかったなと思えるようなことに主眼を置いた形で、どうやったらお金をあまり払わなくても済むとかですね、そういったことも考えていかなきゃいけないのかなと思ったので、ちょっと質疑させていただきました。私もここ、勉強したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○小野委員長 ほかにご発言はございませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第68号、第69号及び第71号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号、第69号及び第71号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 小野幸男